

令和7年度第4回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年7月10日（木）午後3時07分 から 午後4時11分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 20 号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 21 号	農地法第4条の規定による許可について
議案第 22 号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 23 号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 24 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 25 号	令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について

4、報告

報告第 13 号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 14 号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 15 号	農地法第4条の制限除外について
報告第 16 号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
報告第 17 号	非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農業員会事務局副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議 長

それでは、只今より、令和7年度第4回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、大塚主任、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、7番・赤城 美子委員と10番・栗島 菊雄委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第3 議案第20号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第20号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年7月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。2ページをお願いします。

番号1番から3番は保留となります。

番号：4番、権利：所有権移転有償、所在：寺上野字中台、登記簿地目：畑、現況地目：山林原野、面積：695 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 1,236 m²、譲渡人又は貸主：筑西市寺上野、譲受人又は借主：筑西市寺上野、経営面積、渡人：5,464 m²、受人：58,039 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

なお、こちらの申請に対し、取下願が提出されております。

次のページをお願いいたします。

番号5番から8番は保留となります。

次のページをお願いいたします。

番号9番につきましても保留となります。

10番、所有権移転有償、井出蛭沢字東浦、畑、畑、4,869 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、4,205 m²、17,734 m²、1、1。

11番、所有権移転有償、内淀字北浦、畑、畑、403 m²、筑西市内淀、筑西市内淀、403 m²、14,809 m²、2、2。

12 番、所有権移転有償、女方字向原、畑、畑、231 m²、結城市大字結城、筑西市井上、231 m²、7,648 m²、1、1。

13 番、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、501 m²、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、4,843 m²、0 m²、1、1。

14 番、中上野字下谷添、田、田、465 m²、筑西市中上野、筑西市中上野、5,780 m²、14,413 m²、2、1。

15 番、所有権移転有償、井出蛭沢字道下、田、田、2,888 m²、筑西市井出蛭沢、筑西市井出蛭沢、216 m²、39,367.61 m²、3、3。

16 番、所有権移転有償、蓮沼字反町、田、田、1,002 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,991 m²、水戸市上国井町、筑西市蓮沼、57,978 m²、29,266.35 m²、2、2。

17 番、所有権移転有償、黒子字小屋内、畑、畑、588 m²、東京都西東京市栄町、筑西市木戸、588 m²、0 m²、1、1。

18 番、所有権移転有償、小栗字三本木、畑、畑、399 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 2,399 m²、筑西市小栗、筑西市井出蛭沢、12,193 m²、24,685 m²、3、3。

19 番、所有権移転有償、成井字北原、畑、畑、1,300 m²、筑西市成井、筑西市成井、1,300 m²、20,083 m²、3、3。

20 番、所有権移転無償、山崎字延光西、畑、畑、243 m²、筑西市灰塚、筑西市山崎、12,433 m²、0 m²、1、1。

21 番、所有権移転有償、村田字東芦間、田、田、911 m²、筑西市村田、筑西市稲荷、32,502 m²、101,786 m²、2、2。次のページをお願いいたします。

22 番、所有権移転無償、伊讃美字鬼ヶ久保、36.12 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 3,118.34 m²、筑西市伊讃美、筑西市伊讃美、5,899 m²、0 m²、3、3。

23 番、使用貸借権、桑山字式番耕地、田、田、1,289 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 5,848 m²、筑西市桑山、東京都江戸川区新堀、27,254 m²、27,254 m²、2、1。

24 番は保留となります。次のページをお願いいたします。

25 番、所有権移転有償、吉田字竜源、畑、畑、263 m²、千葉県松戸市新作、筑西市吉田、263 m²、0 m²、2、1。

26 番、所有権移転有償、嘉家佐和字出口、畑、畑、1,333 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市玉戸、1,333 m²、0 m²、1、1。

27 番は保留となります。

28 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、492 m²、埼玉県さいたま市見沼区大和田町、筑西市藤ヶ谷、3,463 m²、3,155 m²、1、1。

以上でございます。

受付番号 10 番から、調査委員の報告をお願いします。

稲 見
く に 子
委 員

16 番稲見です。10 番を報告します。

6 月 27 日、書類審査を行い、後日、渡人に電話確認を行いました。この土地は数年前より受人が耕作しておりました。渡人は農業をすることがなく、受人に買ってもらったことになったそうです。書類に不備もなく、許可相当かと思われませんが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

6 番齊藤が 11 番、14 番、19 番、21 番、飛んで 25 番。以上 5 件について報告します。

6 月 27 日に書類の確認、その後、渡人に連絡をとりましたが、11 番、14 番、21 番については、電話に出てもらえず、確認は取れませんでした。併せて、それぞれ書類に不備がないことを確認しました。

それでは、まず 11 番ですが、規模拡大のための案件です。受人が近くを耕作していますので問題ないと思われます。

続いて 14 番ですが、この土地の脇を受人が耕作しており、規模拡大のための贈与となるそうです。

次に 19 番ですが、渡人は、離農を考えており、農地の買い手を探していましたが、こちらも脇の土地を持っている受人に、買ってもらう、ということです。

続いて、21 番ですが、受人が、以前に購入した土地の、こちら脇の土地であります。規模拡大のための売買です。

続いて最後、25 番ですが、こちらは、自宅前の農地を家庭菜園として使用するための売買です。渡人が遠方のために、草むらになってまして、購入して綺麗にしていきたいとのことでした。

以上 5 件、許可相当となりますが、さらなる皆様のご審議お願いいたします。

議 長

12 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

19 番、宮山です。

私から 12 番の売買の件と、22 番の贈与の件について報告します。

どちらも 6 月 26 日に書類審査のみしております。

後日、双方とも渡人の本人確認をしております。

まず 12 番につきましては、遠方によって、農作業も難しく、仲介人がおりましてその方によって売買に至った、ということで間違いのないというような

答えでありました。

次に 12 番は、これは贈与の件なんです、何回か電話したんですが本人、受入の方にも電話差し上げまして、渡人の方が高齢で、子供がいないというようなことで、甥っ子が近くにいるので、その人にくれるというような話で、渡人の方の確認もっております。

両者許可相当と思われますが、さらなるご審議をお願いします。以上です。

議長

13 番をお願いします。

齊藤一弥
委員長

8 番の齊藤です。

13 番と 17 番、28 番について報告します。

6 月 26 日に書類を審査しまして、後日電話で確認をいたしました。

13 番ですが、受入が 50 号バイパスの用地にかかりまして、移転したそうです。現在借家暮らしなんです、関城地区の方がいいということで、渡人の土地が候補にあがって売買になったそうです。

17 番ですが、渡人に確認しましたところ、親から相続した土地だそうで、現在、この記載のとおり東京都の方に住んでおりまして、遠方で管理ができないということで、この土地の隣接するところに、この受入がおりまして、渡人の方から、買ってもらえないかということで話をし、売買になったそうです。

それと 28 番ですが、渡人に電話をしたんですが、電話が出ませんでしたので、受入に電話をいたしました。受入と渡人は、実の姉妹だそうです。渡人がやはり埼玉の方に住んでいまして、90 何歳ということで高齢になって管理ができないということで、妹に買ってくださいということで、売買になったそうです。

3 件とも許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

15 番をお願いします。

岩渕進
委員長

4 番、岩渕です。

3 条の 15 番と 16 番の案件を報告します。

6 月 21 日、両案件書類審査を行いました。

15 番の案件ですが、渡人に電話で申請内容の確認を行いました。

渡人は高齢で、資産の処分を考えていたそうです。受入は、協和地区で指折りの農業法人の方で問題ないと思われます。書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。

続いて 16 番の案件ですが、渡人は振興公社で問題ないと思われます。

受入は会社を定年退職して、時間に多少の余裕ができたということで、規模

拡大を考えていたそうです。書類の不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。

議長

18 番をお願いします。

秋山員宏
委員長

18 番秋山が 18 番を報告をいたします。

先月の 27 日に書類審査を行いました。後日、受人渡人に電話で確認をいたしましたところ、契約内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

20 番をお願いします。

中澤 保
委員長

9 番中澤です。

20 番及び 26 番について報告いたします。

6 月 26 日に書類審査を行いました。後日、渡人さんの方へ連絡をとりましたところ、連絡がつかなくて、何度かかけたんですが、やっぱり連絡つかなくて、受人さんの方に連絡をとりましたところ、渡人さんはもう高齢で耳が遠く、電話には出られないという返事でした。今回の件はすべてわかっているので問題ないということで、書類に不備もなく、許可相当と思われます。

26 番について、渡人さんの方へ電話連絡し、申請書どおり間違いのないということを確認いたしました。

申請書類双方とも不備もなく、ともに許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

議長

23 番をお願いします。

蓮沼俊男
委員長

23 番蓮沼が報告します。

7 月 1 日に、事務局で書類審査をいたしまして、その後、渡人の方へ電話で確認いたしました。今回の申請は渡人が農業者年金の申請で、受人である子への使用貸借という形で、申請したもので、問題なく、許可相当かと思われます。皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員長

「異議なし」

議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 20 号 受付番号 4 番、10 番から 23 番、25 番から 26 番及び 28 番を採決いたします。 議案第 20 号 受付番号 4 番を取下げとし、受付番号 10 番から 23 番、25 番から 26 番、及び 28 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。議案第 20 号 受付番号 4 番を取下げとし、受付番号 10 番から 23 番、25 番から 26 番及び 28 番を原案どおり許可することに決しました。 次に、議案第 21 号「農地法 4 条の規定による許可について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
早瀬局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番については、令和 7 年度第 1 回総会において許可相当となって判断されておりましたが、他法令の関係で許可保留となっておりました。令和 7 年 6 月 13 日付で申請者より取下願が提出されております。以上です。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 議案第 21 号は取下げですので調査員の報告はございません。ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 21 号 受付番号 1 番を採決いたします。 議案第 21 号 受付番号 1 番を取下げとすることに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)

議長

挙手全員。議案第 21 号 受付番号 1 番を取下げとすることに決しました。
次に、議案第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。
それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：所有権移転有償、所在：舟生字下宿、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,399 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,315 m²、譲渡人又は貸主：筑西市板橋、譲受人又は借主：大阪府大阪府中央区道修町、転用事由：太陽光発電設備。

申請地は、関城支所の北側約 400m、市立関城西小学校の北東側約 1.1 km に位置する 500m 以内に支所がある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

2～4 番は同一事業のため、まとめて説明させていただきます。

2 番、賃貸借権、船玉字源次郎、畑、畑、802 m²、筑西市船玉、筑西市船玉、車両置場。

3 番、所有権移転有償、船玉字源次郎、畑、雑種地、673 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 696.86 m²、筑西市船玉、筑西市船玉、車両置場。

次のページをお願いします。

4 番、賃貸借権、船玉字源次郎、畑、畑、957 m²、筑西市船玉、筑西市船玉、車両置場。

申請地は、国道 50 号線の南側約 2.2km、市立関城西小学校の北西側約 2.4 km に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は申請地付近にて、自動車輸出業を営んでおります。事業拡大に伴い、車両置場が不足したことから申請するものです。なお、一部すでに車両置場として使用しているため、始末書が添付されております。

5 番、所有権移転無償、一本松字一本松、畑、畑、17 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 497 m²、筑西市横島、筑西市布川、自己住宅。

申請地は国道 294 号線の西側約 400m、市立下館南中学校の西側約 600m に

位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内のアパートにて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、女方字南新田、山林、畑、1,490 m²、筑西市女方、大阪府大阪市中心区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、国道50号線の南側約1.2km、JR水戸線川島駅の南側約1.7kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

7番、所有権移転有償、一本松字一本松、田、田、390 m²、神奈川県横須賀市桜ヶ丘、下妻市数須、自己住宅。

申請地は、国道294号線の西側約200m、市立下館南中学校の西側約400mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内のアパートにて生活しておりますが、資金計画の目途がたったため自己住宅を建築すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

竹内紀男
委員

12番竹内です。

1番について報告いたします。

6月26日に関城支所において、書類審査及び現地確認をいたしました。

後日、渡人に電話連絡をいたしまして、申請書のとおり、間違いはないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

栗島菊雄
委員

10番栗島です。

2番3番4番は関連してますんで、一括でご報告申し上げます。

やはり6月26日に書類審査をし、その後、現地を確認してきました。

また、渡人に、その後電話連絡で確認をして参りました。

書類に不備もなく、渡人受入が、了承してるということで、書類上問題ない

と思いますので関城地区では、許可相当と判断しました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

5 番をお願いします。

大林富子
委員

20 番大林です。

5 番について報告いたします。

先月 26 日に書類審査及び現地確認調査を行いました。

現地は東側に道路、南側が田んぼで、西側には狭い道路が通っており、周りには住宅が建っていました。

後日、渡人へ電話にて確認いたしました。

渡人と受人は親子で、母から息子への贈与であり、自己住宅建設という内容に間違いがないことを確認いたしました。

書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

6 番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番國府田です。

先月の 26 日、書類審査及び現地確認を行いました。

そのあと、電話で確認いたしましたが、皆でこの現場をみたとき、もう太陽光以外はできないだろうということで確認いたしました。

従ってこの件については、許可相当と思われますので、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

7 番をお願いします。

関口 均
委員

1 番関口です。7 番について発表いたします。

先月 26 日に書類審査、現地確認を行いました。そのあと電話で確認を行いました。現地はすでに田んぼの様子はなく、周りは宅地ばかりです。渡人に電話で聞いてみると、親からの贈与であり、書類には間違いありませんでした。

また、受人の方にも、電話で聞いてみると、何ら問題もありませんでした。

よって 7 番は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 22 号 受付番号 1 番から 7 番を採決いたします。

議案第 22 号 受付番号 1 番は 30 a を超える農地転用事案となります。

議案第 22 号 受付番号 1 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 22 号 受付番号 1 番を、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

続いて、議案第 22 号 受付番号 2 番から 7 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 22 号 受付番号 2 番から 7 番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号 1 番、権利：使用貸借権、所在：藤ヶ谷字西谷、登記地目：田、現況地目：畑、面積：161 m²のうち 106.48 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 366.79 m²、譲渡人又は貸主：筑西市舟生、譲受人又は借主：大阪府大阪市浪速区敷津東、一時転用、転用事由：進入路、土地利用計画の変更。

申請地は、県立下館工業高校の南西側約 2.1 km、市立関城西小学校の北東側約 2.5 kmに位置する農用地区域内農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。本件は令和 7 年 5 月に許可済みでございますが、今回、土地利用計画の変更するため申請するものです。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします

竹内紀男
委 員

12 番竹内です。1 番について報告いたします
6 月 26 日に書類審査及び現地確認をいたしました。後日、渡人の家に行き、話を聞きまして、申請書のとおり間違いはないということでした。書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 23 号 受付番号 1 番を採決いたします。
議案第 23 号 受付番号 1 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって議案第 23 号 受付番号 1 番を、原案どおり「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について」を許可することに、決しました。
次に、議案第 24 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

渡辺主任より説明させます。

渡辺主任

議案第 24 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：落合字富士、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：290 m²、判定地目：宅地、利用状況：進入路、所有者：筑西市乙。

申請地は、県道高田筑西線の西側約 400m、市立河間小学校の北西側約 1.4 kmに位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、吉田字村東、畑、宅地、243 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 450 m²、宅地、住宅敷地、東京都江東区新砂。

申請地は、県道つくば筑西線の西側約 300m、市立村田小学校跡地の南側約 800mに位置する土地です。

平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3 番、寺上野字東中割、畑、宅地、161 m²、宅地、住宅敷地、筑西市寺上野。

申請地は、市立上野小学校跡地の東側約 1.0 km、県立明野高校の南東側約 2.7 kmに位置する土地です。

昭和 49 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

新井英雄
委員

24 番の新井です。

1 番についてご報告いたします。

先月 26 日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。

現地は、宅地に入る進入路ということで、20 年以上経過をしておりますし、書類にも不備もなく、非農地証明発行許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

2 番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

6 番齊藤が、2 番と 3 番について報告します。

6 月 21 日に書類の確認と、現地の確認をして参りました。

2 番ですが、住宅敷地として使用されておりました、庭園や果樹、ビニールハウスなどがありましたが、他の農地との段差の問題、壁などで囲われていることを踏まえ、許可相当と思われました。

続いて3番ですが、周知のとおり、4条で取下げがなされた案件です。今回、分筆したうえでの申請となりますので、以前、4条での許可をした以上、今回非農地での許可することを妥当だと考えます。

以上2件、同行の委員さんたちも、許可相当とのことでしたが、さらなる皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第24号 受付番号1番から3番を採決いたします。

議案第24号 受付番号1番から3番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員。よって議案第24号 受付番号1番から3番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

ここで休憩いたします。

再開は16時からいたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

議長 それでは再開いたします。

議案第25号「令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 市村補佐より説明させます。

市村補佐 議案書の18ページをお願いします。

議案第 25 号令和 8 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

令和 8 年度国・県農業施策に対する要望につきまして、ご意見・ご要望をいただきありがとうございます。農地法第 1 条（目的）において「限られた資源である農地の有効利用と、食料の安定供給の確保に資する」ことが定められており、その目的達成の一つとして、毎年国及び県に対し農業施策の要望を提出しております。

この要望報告書については、委員の皆様からいただいたご意見・ご要望を事務局で集約しまして、整理したのち、茨城県農業会議に提出することになっております。そのようなことから、似通った内容のご意見については、整理してまとめさせていただいております。できる限り趣旨が変わらないようにいたしましたが、ご提出いただいた文章からは変わっている場合もございますので、ご了承ください。

それでは、説明させていただきます。

項目・意見・要望事項、理由の順に説明させていただきます。

【県への要望事項】

- ・食料安全保障の観点から、食料自給率の向上を図るため農業従事者の負担を減らし安心して取り組めるよう各種補助金の確保、及び生産効率向上のための技術提供を要望する。

（理由）

日本の食料自給率は 38%にとどまり、農業者の減少や資材費の高騰により、農業経営継続への危機感が増大している。「食料・農業・農村基本法」にもある農業の持続的発展の政策を考慮し飼料米の多収品種を導入しているが、一般品種への補助金額が引き下がり、今後の多収品種への影響（補助金額減少等）が懸念される。また、補助金と併せて技術情報の提供により生産技術のレベルアップが期待され、農業者の負担減少及び所得の向上につながる。

- ・農地集積・集約化を加速させ、農業の効率化を図るために、食料・農業・農村基本計画にもある力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を実現するための助成及び農業経営において後継者への支援強化となる助成金の対応を要望する。

（理由）

生産効率上昇の基盤となる農地集積・集約は重要であるが、その反面担い手の高齢化及び設備面における限界がきていることも事実である。また、農地や設備等の基盤があるにもかかわらず就農を選択しない後継者がいることなどから、さらなる支援が必要である。

- ・農作業の効率化と地域農業の振興を図るため、進入道路等の整備、水路の

パイプライン化及び、病虫害の発生を防ぐための除草対策に対する指導及び補助金の早急な対応を要望する。

(理由)

畑地は道路が狭く、大型機械が通れないところは担い手に耕作依頼ができない。水路の老朽化によりひび割れ等が生じ、特に田植え時期は水不足による作業効率の低下が発生している。また、荒廃地からの虫の発生により農作物への被害が甚大になる。

【国への要望事項】

1つ目と2つ目は県への要望事項と同じ内容でございますので、3つ目から読み上げさせていただきます。

・生産者と消費者が安心できるよう、生産量の確保及び価格の安定化を行うなど、米政策の抜本的な改革を要望する。

(理由)

毎年の米の収穫量を基に、それぞれを用途ごとに振り分けるなどの対策をとれば、気候変動による収穫量の変化に対応できると思われる。

また、米価格の高騰による騒動が起きたことなどから、主食としての米への依存は大きいことが言える。国内の食料事情に対してすべての人が安心できるよう、生産量の確保及び価格の安定化は必要である。

以上のような内容となっております。

この報告書については、議案提出いたしまして、議決が得られましたら、茨城県農業会議に提出いたします。

茨城県農業会議は県内の各農業委員会から提出された要望・意見等に加え、農業経営者組織等からの意見を整理し、専門委員会で検討したのち、茨城県知事に対し意見が提出されます。また県からは、国に対して施策化を働きかけるべき事項についてとりまとめ、提出されることになっております。

以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼
農政企画
審議会
委員長

本日、開催いたしました農政企画審議会において、議案第25号「令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を協議・検討いたしました。何件か意見がありましたけれども、事務局提案のとおりで異議のないことを報告いたします。

議長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案25号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 25 号を採決いたします。

議案第 25 号は原案どおり、「令和 8 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。よって、議案第 25 号は原案どおり、「令和 8 年度国・県農業施策に対する意見・要望報告書について」を決定することに、決しました。

次に、日程第 4 報告第 13 号から第 17 号を、事務局より説明願います。

早瀬局長

中澤副局長より説明させます。

中 澤
副 局 長

報告第 13 号から報告第 17 号までを一括してご説明させていただきます。

初めに 21 ページをお開き願います。

報告第 13 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 2 件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業による所有権移転でございます。

次に 23 ページをお開き願います。

報告第 14 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 2 件でございます。これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 1 件、太陽光発電設備 1 件でございます。

次に 25 ページをお開き願います。

報告第 15 号 農地法第 4 条の制限除外について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出受理件数は 1 件で、2 a 未満の農業用倉庫への転用でございます。

次に 27 ページをお開き願います。

報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

28 ページから 39 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、40 件でございます。詳細につきましては省略させていただきます。

次に 40 ページをお開き願います。

報告第 17 号 非農地判断について、令和 7 年 7 月 10 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

非農地判断件数、5 件でございます。現地調査を実施し、当該農地が山林化等により、耕作することができない状態であると非農地判断を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第 13 号から第 17 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 4 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和 7 年 7 月 10 日

議 長

署名委員

署名委員